医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件（案）について（概要）

令　和　５　年　２　月　１　日
厚生労働省医政局地域医療計画課

１．改正の背景

○　医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の３第１項の規定に基づき、厚生労働大臣は、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。）を定めることとされており、法第30条の４第１項の規定に基づき、都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療計画を定めることとされている。

○　令和５年度に、各都道府県において、第８次医療計画（令和６～令和11年度）の策定が行われることに先立ち、令和３年６月より「第８次医療計画等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、現行の第７次医療計画の課題や第８次医療計画に記載が必要と考えられる事項等について議論を進め、同年12月に検討会の意見のとりまとめを行った（※）。

※　第８次医療計画等に関する意見のとりまとめ
https://www.mhlw.go.jp/content/001032133.pdf
なお、新興感染症発生・まん延時における医療については、引き続き検討会で議論を行い別途とりまとめる。

※　この他、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」、「腎疾患対策及び糖尿病対策の推進に関する検討会」、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において議論を実施。

○　本告示案は、検討会の意見のとりまとめ等を踏まえ、基本方針の一部を改正するものである。

２．改正の内容

○　検討会の意見のとりまとめを踏まえ、以下の改正を行う。

・　医療提供体制の確保に係る基本的な考え方として、医師の働き方改革の推進や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時により浮き彫りとなった地域医療の課題を踏まえた医療機能の分化・連携等の重要性に留意する旨を追加

・　救急医療について、医療機関の受診や救急車の要請に迷う場合における相談体制の整備、初期救急医療機関・第二次救急医療機関・第三次救急医療機関の役割の明確化、高次の医療機関からの転院搬送の促進、要配慮患者への対応体制の整備及び新興感染症の発生・まん延時に必要な体制の整

備を追加

・　災害時における医療について、保健医療福祉調整本部の下での保健医療活動チームの連携体制の構築、要配慮被災者の対応体制の整備、各医療機関における BCP の策定及び災害拠点病院以外の病院における非常用自家発電機の整備や止水対策を含む浸水対策等の防災対策を追加

・　救急医療用ヘリコプターについて、効率的な活用のための広域連携体制の構築を追加

・　へき地における医療について、へき地医療計画と医師確保計画との連動、オンライン診療を含む遠隔医療を活用したへき地医療の支援を追加

・　周産期医療について、ハイリスク分娩への対応体制の整備、母子保健等との連携の推進、在宅ケアへの移行支援及び新興感染症の発生・まん延時に必要な体制の整備を追加

・　小児医療について、救急医療機関の受診に関する相談体制の整備、医療的ケア児の支援体制の整備及び新興感染症の発生・まん延時に必要な体制の整備を追加

・　在宅医療について、適切な在宅医療の圏域の設定、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の明確化等を通じた医療連携体制の構築及び各職種の関わりの明確化を追加

・　医療安全について、医療事故調査制度を含む医療安全の確保を明確化

・　地域医療構想について、対応方針の策定率の公表等 PDCA サイクルを通じた推進を追加

・　外来医療について、外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化・連携の推進のため、外来機能報告を通じた外来医療の実施状況の把握及び協議の場での協議を通じた紹介受診重点外来の明確化を追加

・　医師の働き方改革と地域医療構想及び医師確保に関する取組の一体的な推進を追加

・　歯科医師、薬剤師、看護師等の確保にかかる取組の推進を追加

○　その他所要の時点修正、文言の適正化等を行う。

３．根拠条項

○　法第 30 条の３第１項

４．今後の予定

○　告 示 日：令和５年３月下旬（予定）

○　適用期日：令和５年４月１日